

株式会社東川振興公社レンタサイクル取扱要領

(主旨)

1. この要領は株式会社東川振興公社(以下「公社」という。)が所管する貸出用自転車(以下「レンタサイクル」という。)について、必要な事項を定める。

(利用目的)

2. レンタサイクルは観光及びレクリエーションに利用するものとする。

(貸出期間及び時間)

3. レンタサイクルの貸出期間及び時間は次のとおりとする。

(1) 貸出期間は8月6日(土)～10月30日(日)までとする。ただし、公社が認めたとき期間を変更することができる。

(2) 貸出及び返却時間は、公社の業務時間内とする。

4月1日～9月30日 → 午前8時30分～午後5時30分

10月1日～3月30日 → 午前8時30分～午後5時

※但し返却については原則業務終了30分前までとする。

(貸出場所)

4. 貸出場所は公社(北海道上川郡東川町西5号北44番地)とする。

(利用の承諾等)

5. レンタサイクルの利用を希望する者は、レンタサイクル申込書(様式第1号)を公社に提出しなければならない。公社は当該申込を受付たときはレンタサイクル利用受領書(様式第2号)を交付する。

(貸出予約)

6. レンタサイクルの予約は、原則不可とする。ただし、公社が必要と認めた場合はその限りでない。

(利用料)

7. レンタサイクルに係る利用料は、1日1,000円とする。営利目的で使用する時は別途相談とする。

(利用期間の延長)

8. 利用期間延長の場合は最大3日間とする。延長手続きは、返却時間より前に行うものとする。

(延滞料)

9. レンタサイクルの返却時間を過ぎて返却した場合は、自転車1台につき、1日500円の延滞料を徴収する。この場合、公社の業務時間内に返却するものとする。

(利用条件)

10. レンタサイクルの利用受付を行った者は、次の各条件を遵守するものとし、違反した場合は使用承諾を取消すことがある。

(1) 使用目的以外には使用しないこと。

(2) レンタサイクルの利用期間は、3日以内とする。ただし公社が認めた時は期間延長ができる。

(3) レンタサイクルは利用期間内に貸出場所に返却すること。

(4) レンタサイクルを利用する時は法令を遵守し、危険行為又は無謀運転はしないこと。

(5) 万一、事故等が生じたときは利用者がその責めを負うこと。

(6) レンタサイクルを破損又は紛失したときは弁償すること。

(7) 利用者は利用する権利を他に譲渡又は転貸をしないこと。

(8) その他、係員の指示に従うこと。

11. 10名以上の団体が一度に貸出を希望する場合は、事前に公社へ問合せを要する。

附則

この要領は、2016年8月1日から施行する。